

野田市人権施策推進本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

野田市長 鈴木 有

野田市訓令第4号

野田市人権施策推進本部設置規程を廃止する訓令

野田市人権施策推進本部設置規程（平成12年野田市訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。